

答申第 839 号

諮問第 1497 号

件名：蒲郡堀切地区採算検討項目一覧の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県公営企業管理者（以下「処分庁」という。）が、「蒲郡堀切地区 採算検討項目 一覧」（以下「本件行政文書」という。）について、別記の部分を開示としない部分を開示とした一部開示決定を行ったことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 15 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求にかかる処分は、条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ及び第 6 号を適用して、開示請求にかかる文書の「工事費用等」の金額、「全体計画」欄の単価及び金額、並びに「用地補償費用」の表中の金額を非公開としている。

しかし、次の理由で非公開とされた部分は非公開条項に該当せず、違法不当である。

【工事費用等】の部分に記載された内容は、平成 25 年当時の単価及び金額であり、この 3 年近い間の建設物価の上昇を考慮し、また国土交通省が平成 27 年 3 月に「国土交通省土木工事積算基準の改定」を行っている点からみても、現在、実施機関の工事費の積算に使用されている単価とはかなりの乖離かいが生じていると推測される。したがって、現時点で「公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張することはできないと考えられる。よって、この部分に係る決定は条例第 7 条第 6 号に該当せず、違法不当である。

次に、【用地補償費用】のうち、「用地取得」の表中の金額が個人情報として非公開とされている。しかし、非公開とされた表中の単価は特定の個人の土地にかかる単価ではなく平均価格を記載したものと推

定される。したがって、個人に関する情報ではなく、条例第 7 条第 2 号を適用することは違法不当である。

また、一般に、土地の買収価格は鑑定を取り、鑑定価格は公示価格や近傍類地の価格に基づき基準となる土地の価格を算定し、その後、買収対象となる個々の土地の間口、奥行、形状等を勘案して算定されるものである。したがって、土地の平均的な単価及び買収総額を公開したからといって、個々の用地交渉の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とはいえず、条例第 7 条第 6 号該当とすることも違法不当である。

次に、「補償費」の表中の金額が非公開とされていることについて述べる。

不動産登記において公示される建物の表示事項では、外観から伺えない建物内部の状況はわからないので、もし今回非公開とされた金額から、個々の建物の内部の状況まで判明するといえるのであれば個人に関する情報といえる可能性はある。しかし、この表に記載された金額から、建物内部の状況まで判明するとはおよそ考えられない。よって、条例第 7 条第 2 号該当とすることは違法不当といえる。

また、実施機関は「補償額のうち事業を営む個人に関する部分」を「開示しないこととした部分」にあげている。「ビニルハウス」及び「樹木(みかん)」の補償額を指していると思われるが、補償額として記載された金額から事業資産及び事業所得が明らかになるとは到底考えられない。補償額が「事業を営む個人の当該事業に関する情報」との主張には無理があると思われる。よって、条例第 7 条第 3 号イ該当とすることは違法不当である。

用地造成事業に伴う補償については、実施機関は県の定める公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき補償額を算定し、補償交渉を進めていくものと思われる。よって、補償額の表に記載された金額が公開されたからといって、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。したがって、条例第 7 条第 6 号に該当するとし非公開とすることは、違法不当である。

最後に、【採算性】の表中の「売却収入」、「事業費」、「用地費」、「補償費」、「工事費」、「事務費等」、「差引き」の金額が全て非公開とされている点について述べる。

これらの金額について、蒲郡市は既に 2 月市議会で以下のとおり明らかにしている。

すなわち、売却収入 13 億円、事業費 12 億 8 千万円、事業費のうち用地費 3 億 8,500 万円、補償費 2 億 4,500 万円、工事費 4 億 8,100 万円、事務費等 8,600 万円。

当該事業を実施しようとする蒲郡市が金額を明らかにしている状況において、愛知県企業庁（以下「企業庁」という。）が試算した同様の金額を開示しない理由は存在しえないといえる。

以上の点から、条例第 7 条第 6 号に該当するとし非公開とされているのは、違法不当である。

なお、経過について最後に補足する。

平成 28 年 4 月 15 日に県自治センターにおいて、情報公開担当課の方も立ち会いのもとに企業庁企業立地部工務調整課の方と話し合った際、同課の方は、柏原企業用地造成計画について企業庁としていくつかの試算を行っており、請求する対象文書名を「柏原地区企業用地造成計画にかかる文書」と記載すれば、試算のうち最も新しいものを開示する、ただし、個人の補償にかかる部分は非開示になるとの説明であった。ところが今回一部開示された文書の日付が「平成 25 年 7 月 17 日」となっており、はたしてこの文書が最新のものであるのか疑問を持つところである。審査会において関係する文書ファイル一式の見分を是非とも願う。

#### イ 反論書における主張

審査庁である愛知県知事が審査請求人に処分庁が作成した弁明書を送付したところ、審査請求人から反論書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 弁明書には、「本件行政文書について」の説明の後、「これらのうち、不開示とした部分は、補償額のうち個人に対して支払う金額（以下「補償額のうち個人に関する部分」という。）、補償額のうち事業を営む個人に対して支払う金額（以下「補償額のうち事業を営む個人に関する部分」という。）並びにそれらを含めた金額（以下「単価、買収金額及び補償額等の金額に関する部分」という。）である。」と書かれている。しかし、不開示とされたのはこれにとどまらず、工事費用、用地取得費用、採算性に関する金額にも及んでいる。これらも含めて非公開理由の具体的な説明が求められる。

(イ) 審査請求人は、審査請求書において、「不動産登記において公示される建物の表示事項では、外観から伺えない建物内部の状況はわかりませんので、もし今回非公開とされた金額から、個々の建物の内部の状況まで判明するといえるのであれば個人に関する情報といえる可能性はあります。しかし、この表に記載された金額から、建物内部の状況まで判明するとはおよそ考えられません。」と述べた。

これに対し、弁明書は「建物の内部の構造、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細まで外部に明らかになっているとはいえず、補償

額は、一般人であればおおよその見当をつけることができるものでもなく、個人としては、通常他人に知られたくないと望むものである。」と最高裁判例（事件番号平成15（行ヒ）250）を引用しているだけである。

「補償費」の黒塗りされた金額から、「建物の内部の構造、使用資材、施工態様」等々がわかるのか。

なお、この最高裁判例は、補償物件について調査を終え、契約及び支払いを済ませた物件についての判断を示したものであり、これを建物内部の調査を行っていない物件の補償推計額にまでこの判例を適用することには無理がある。

(ウ) 企業庁は、「これを公にすることにより、事業者の資産状況を推測することが可能となり」と主張しているが、「ビニルハウス」「樹木（みかん）」の補償推計額から、事業者の資産状況を推測できるとまでいうのは飛躍があると思う。また、仮にそうであったとしても、事業上のノウハウといった秘密を開示するわけでもなく、単に「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」というだけでは条例の抽象的な規定文言を示しただけにとどまっており、理由説明としてきわめて不十分である。

(エ) 企業庁の主張は、明示していないが、「企業経営上の正当な利益を害するおそれがあり」と述べているから、条例第7条第6号ホ該当を理由として主張しているようである。

条例第7条第6号ホは「地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と規定されている。

この規定は、地方公営企業の事業の場合、法人情報と基本的に共通するものの、特に地方公共団体が実施主体であることに照らして説明責任の観点から重視した判断が必要になるため、条例第7条第3号イ（法人情報の保護に関する規定）とは別に定められているものである。

したがって、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、非開示の範囲は法人情報と異なり、その範囲は狭いものとなる場合があるとされている。（例えば「三重県情報公開条例の解釈及び運用」。他に、神奈川県、奈良県、新潟県等にも同様の解釈運用基準あり。）

企業庁は、「企業庁独自の設定単価等が他都道府県における開発の検討の参考にされることにつながりかねず」と述べているが、これだけではどのように「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があるのか、あいまいと言わざるをえない。一企業でなく地方公共団体が実施

主体であることによる説明責任を重視し、非公開理由は具体的に示さなければならないと考える。

また、条例第 7 条第 6 号の前段（イからホに掲げるおそれ）ではなく後段（「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」）の適用を主張しているのかもしれない。しかし、これについても「用地造成事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と条文と同様の規定を繰り返すにとどまっている。このように具体的な理由説明を欠いたまま非公開とするのは違法不当である。

(オ) 弁明書は、単価及び金額について非公開を相当とする理由を述べたものであり、工事費、用地費、補償費等の各項目の合計額の非公開理由を述べたものではない。したがって、弁明書の主張が仮に妥当であるとしても、そのことから工事費等の合計額の非公開を導くことはできないと考える。

(カ) 平成 28 年 4 月 28 日に県自治センターで、情報公開担当職員の方に同席してもらい、企業庁職員の方と対象文書を特定するために話し合った。そのとき、対象文書名を「蒲郡市柏原地区企業用地開発計画に関し、採算性検討のために県企業庁が作成した資料」と決める際、審査請求人が「平成何年何月作成」と記載しなくてよいか尋ねたところ、「記載はいりません。最新のものを出しますから。」との返答であった。

ところが、「最新のもの」という言葉から平成 25 年 7 月に作成された文書が出てくるとは思いもよらなかった。平成 28 年 4 月 28 日のやりとりから、平成 25 年 7 月以降に作成された文書があるのではないかと思案する。審査会において、関係ファイルの見分を是非願う。

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

#### (1) 本件行政文書について

ア 企業庁は地方公営企業であり、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 3 条において「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定されている。

企業庁では、愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号）第 1 条第 3 号の規定により、用地造成事業の経営を行っている。用地造成事業においては、地域の産業振興と計画的な工業立地を図るため、企業庁が用地を取得し、工業用地を中心とした造成を行い、

造成した土地の売却及び貸付を行っている。

イ 企業庁は、平成 25 年 7 月に蒲郡市から蒲郡堀切地区（以下「本件検討地区」という。）について相談を受けたが、その内容は、企業庁が事業主体として本件検討地区を開発することが可能であるかというものであった。

ウ 本件行政文書は、前記イの相談を受けて、地方公営企業法第 3 条に規定されている経営の基本原則を念頭に、企業庁が事業主体として本件検討地区の開発を進めていくことができるかについて、独自に採算性を検討した平成 25 年 7 月 17 日付けの資料である。

エ 本件行政文書は、A3 用紙 1 枚のもので、工事費用等、用地補償費用及び採算性のそれぞれの見出しを付けた部分があり、それらに関する積算が記載されている。

工事費用等に関する積算として、工種、細目及び規格、これらに対応する数量及び単価、数量と単価を掛け合わせた金額並びに合計の金額が記載されている。

用地補償費用に関する積算は、用地取得の積算及び補償費の積算からなる。用地取得の積算として、宅地と農地の区分、これに対応する平方メートル当たりの単価及び買収面積、単価と買収面積を掛け合わせた買収金額並びに合計の買収面積及び買収金額が記載されている。補償費の積算として、物件の区分、これに対応する補償額並びに合計の補償額が記載されている。

採算性に関する積算は、売却収入及び事業費並びにこれらの差引きからなる。売却収入には、平方メートル又は坪当たりの予定価格及びこれを踏まえた売却収入の金額が記載されている。事業費には、用地補償費用に関する積算で出された合計の買収金額及び合計の補償額、工事費用等に関する積算で出された合計の金額並びに事務費等の金額並びにそれらの合計の金額が記載されている。差引きには、売却収入から事業費を差し引いた金額のほか、平方メートル又は坪当たりの平均の買収単価が記載されている。

これらのうち、不開示とした部分は、補償額のうち個人に対して支払う金額（以下「補償額のうち個人に関する部分」という。）、補償額のうち事業を営む個人に対して支払う金額（以下「補償額のうち事業を営む個人に関する部分」という。）並びにそれらを含めた金額（以下「単価、買収金額及び補償額等の金額に関する部分」という。）である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

補償額のうち個人に関する部分は、個人の家屋等の物件ごとの補償額である。

本件検討地区の位置は、蒲郡市のホームページで確認することができ、本件検討地区内に存在する家屋等を特定することが可能である。

また、一般的に、建物所有者及び建物の種類・構造・床面積は、建物の登記事項証明書に記載されており、不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項において「何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる」と規定され、公にされている。

しかし、建物については、所有状況が不動産登記簿に登記されるものの、その価格要因の全てが公にされているものではなく、建物の内部の構造、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細まで外部に明らかになっているとはいえ、補償額は、一般人であればおよその見当をつけることができるものでもなく、個人としては、通常他人に知られたくないと望むものである。(平成15年(行ヒ)第250号非公開決定処分取消請求事件 平成17年7月15日最高裁判所第二小法廷判決より引用。)

なお、本件行政文書における補償額は、本件検討地区の開発可能性の検討段階における企業庁独自の概算額であり、実際に物件調査を行い公共用地の取得に伴う損失補償基準により算定した額ではないものの、補償額のうち個人に関する部分を明らかにすると、個人の財産が推測され得るものである。

以上のことから、補償額のうち個人に関する部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。また、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないことから、同号ただし書イに該当しない。なお、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、補償額のうち個人に関する部分は、条例第7条第2号に該当する。

### (3) 条例第7条第3号イ該当性について

補償額のうち事業を営む個人に関する部分は、ビニルハウス及びみかんの樹木の補償額である。これを公にすることにより、事業者の資産状況を推測することが可能となり、当該事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、補償額のうち事業を営む個人に関する部分は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、企業庁が地方公営企業法第3条に規定されている経営の基本原則にのっとり、今後、開発を進めていくことの可否を判断するために検討した資料である。

本件検討地区における採算性の検討で用いている工事費用等の単価、用地取得の単価、補償額、売却収入の予定価格、事業費の事務費等は、企業庁が独自に設定したものである。

他都道府県も域外からの企業誘致による雇用機会の拡大や税収の増加を目指している競争環境にある中で、今回不開示とした部分を開示することは、企業庁独自の設定単価等が他都道府県における開発の検討の参考にされることにつながりかねず、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあり、これまで本県のモノづくり産業の集積を支える役割を担ってきた企業庁が行う工業団地を始めとする用地造成事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、単価、買収金額及び補償額等の金額に関する部分は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、売却収入、事業費、用地費、補償費、工事費、事務費等、差引き等の金額は、蒲郡市が市議会で明らかにしており、蒲郡市が金額を明らかにしている状況において、企業庁が試算した同様の金額を開示しない理由は存在し得ない旨主張している。

しかし、蒲郡市が明らかにしている各金額は、企業庁が採算検討を行った結果ではなく、今回不開示とした部分の不開示情報該当性は前記(2)から(4)まで述べたとおりであることから、当該部分を開示すべきことにはならない。

イ 審査請求人は、審査請求書において、「今回一部開示された文書の日付が「平成25年7月17日」となっており、はたしてこの文書が最新のものであるのか疑問を持つところです。」と主張している。

企業庁は、蒲郡市から企業庁が事業主体として本件検討地区を開発することが可能であるかという相談を受け、本件行政文書が平成25年7月に企業庁としての採算の検討を行った最新のものである。

その後、蒲郡市は、企業庁の積算結果を参考に再考を重ね、その都度、本件検討地区の開発についての企業庁への相談を続けたが、平成27年12月10日に行われた会議において、結果として最終となる相談を蒲郡市から受け、回答をした。

#### 4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、企業庁が事業主体として本件検討地区の開発を進めていくことができるかについて採算性を検討した資料であり、その内容は、前記 3(1)エで処分庁が説明するとおりであると認められる。なお、当審査会において処分庁に確認したところ、本件検討地区は蒲郡市柏原町堀切に位置し、本件検討地区と行政文書開示請求書に記載された「蒲郡市柏原地区」とは同じものであるとのことである。

処分庁は、単価、買収金額及び補償額等の金額に関する部分を条例第 7 条第 6 号に該当するとし、補償額のうち個人に関する部分は同条第 2 号にも、補償額のうち事業を営む個人に関する部分は同条第 3 号イにも該当するとし、不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、処分庁が不開示とした補償額のうち個人に関する部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において処分庁に確認したところ、補償額のうち個人に関する部分として不開示としたのは、本件行政文書の別記 3(2)の一部であって、場所や種類が記載された家屋 4 件についてのそれぞれの補償額であるとのことである。

補償額のうち個人に関する部分は、個人の家屋の物件ごとの補償額であり、市のホームページで確認することができる企業用地の区域が示された写真と本件行政文書に記載された場所や種類とを照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第2号本文に該当する。

そして、補償額のうち個人に関する部分は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当しない。また、補償額のうち個人に関する部分が同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

以上のことから、補償額のうち個人に関する部分は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方にに基づき、処分庁が不開示とした補償額のうち事業を営む個人に関する部分が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において処分庁に確認したところ、補償額のうち事業を営む個人に関する部分として不開示としたのは、本件行政文書の別記3(2)の一部であって、ビニルハウス及び樹木（みかん）についてのそれぞれの補償額であるとのことである。

ビニルハウス及び樹木は、外部から視認することが可能であったとしても、その財産的な価値は、一般人がおおよそ推定できるようなものではなく、事業活動における内部管理情報と認められる。したがって、補償額のうち事業を営む個人に関する部分を公にすることは、それぞれの財産を所有する事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、補償額のうち事業を営む個人に関する部分は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公

共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、処分庁が不開示とした単価、買収金額及び補償額等の金額に関する部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において処分庁に確認したところ、単価、買収金額及び補償額等の金額に関する部分として不開示としたのは、本件行政文書の別記1から4までの部分であり、本件行政文書の金額に関する部分の全てであるとのことである。

また、処分庁によると、本件検討地区における採算性の検討で用いている工事費用等の単価、用地取得の買収単価、補償額、事務費等及び売却の予定価格は、企業庁が独自に設定したものであり、他都道府県も域外からの企業誘致による雇用機会の拡大や税収の増加を目指している競争環境にある中で、今回不開示とした部分を開示することは、企業庁独自の設定単価等が他都道府県における開発の検討の参考にされることにつながりかねず、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあり、これまで愛知県のモノづくり産業の集積を支える役割を担ってきた企業庁が行う工業団地を始めとする用地造成事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

そして、当審査会において処分庁に確認したところ、地方公営企業法第3条で常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないという経営の基本原則が、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条で経費は当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないという独立採算制が定められており、企業庁が市町村から開発に関する相談を受け、開発を決定するに当たり、採算性の確保が確実であることを最重要課題としているとのことである。

また、本件行政文書の採算性の検討で用いている工事費用等の単価、用地取得の買収単価、補償額及び事務費等の算出方法並びに売却の予定価格は、昭和34年の事業開始以来、約130地区・7千万平方メートルに及ぶ造成事業（全国1位の千葉県に次ぐ造成面積）を実施してきた企業庁がその経験を基に独自に設定したもので、近隣で土地造成事業を施行している他県と比べても極めて豊富な経験を有しており、検討段階の単価や金額が公開されることにより、他都道府県において、当該地区の地形・物件状況に類似している開発候補地区の選定に活用され、通常、開発決定までの検討に数年間の期間を要するところを、概算の工事費用を

容易に算出することが可能となり、検討に要する期間の大幅な短縮になるとのことである。

加えて、用地取得の買収単価及び補償額については、開示することにより、県内の他の開発検討地区の用地買収単価や物件補償額と比較され、今後の用地造成事業において地権者との交渉時において交渉の材料にされるおそれがあるとのことである。

さらに、売却収入の金額、事業費の金額及びそれらの差額についても、開示することにより、造成後の土地を希望する企業に分譲する際の交渉材料とされ、企業誘致活動に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

ウ 愛知県公営企業の設置等に関する条例第 1 条において、県民生活の向上と産業の振興を図るため用地造成事業を設置すると規定されている。

また、事務局職員をして処分庁に確認させたところ、企業庁が実施する用地造成事業は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）又は土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の規定が適用される事業ではないとのことであり、それらの法律の土地等の対価に関する定めが適用されるものではなく、企業庁において独自に対価を設定すべきものであると認められる。

よって、各単価、補償額等の金額は、企業庁の長年の経験によるノウハウに基づくもので、一般人であればおよその見当をつけることができるものとはいえないものとする。

用地造成事業に関しては、官民を問わず、他の造成事業者と競合する関係にあることから、用地造成事業に係る情報の中には、これを開示すると、競合する土地造成事業者との関係や地権者及び分譲の相手方との交渉において不利益となり、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものとする。

また、本件行政文書は、あくまで本件検討地区の開発を進めていくことできるかについて採算性を検討した段階のものであり、実際の開発に当たり詳細に積算したものではないことから、極めて未成熟な情報であるという一面もある。

エ 以上のことからすると、工事費用等の合計の金額、用地取得の合計の買収金額及び補償費の合計の補償額を含め、処分庁が開示とした部分は、企業庁の独自のノウハウであって、それらを公にすれば、競合関係において不利益となることや、無用の誤解や不当な干渉・圧力が生じ、交渉が円滑に進まなくなることにより、県民生活の向上と産業の振興を図ることを目的としている企業庁の用地造成事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして認められる。

したがって、単価、買収金額及び補償額等の金額に関する部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件行政文書について、最新のものであるか疑問であり、平成25年7月以降に作成されたものがあるのではないかという旨主張している。

当審査会において処分庁に確認したところ、平成24年2月に蒲郡市から、企業庁が事業主体となって開発することができないかという相談を受け、市との調整を経て、平成25年7月に企業庁独自の採算性の検討を行った結果、赤字額解消は無理であるとの結論に至ったため、企業庁内部の方針決裁をとった上で、その旨市に回答したとのことである。それ以降も、市は、企業庁の採算検討結果を参考に、再考を重ね、その都度、企業庁に対し、平成27年12月10日の最終となる会議まで、内容の確認依頼を続けていたが、同日に提示があった市試算の内容を確認したところ、依然として採算性の確保は難しい内容であったとのことである。企業庁としては、平成25年7月に作成した本件行政文書によって、本件検討地区における企業庁内での採算検討には区切りがついたものとして、その後の採算検討は行っていないことから、企業庁が作成した検討資料としては、本件行政文書が最新のものとすることである。

採算性の確保が確実であることを最重要課題としていることからすると、市から新たに提示された試算においても採算性の確保は難しい内容のままであり、企業庁として新たに積算し直す必要がなかったと解されることからすれば、平成25年7月作成の本件行政文書が最新のものとすることとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

### 金額に関する部分

- 1 「【工事費用等】」の部分のうち、次に掲げる部分
  - (1) 合計の金額
  - (2) 工種、細目及び規格で区分したものごとの単価
  - (3) 工種、細目及び規格で区分したものごとに数量と単価を掛け合わせた金額
- 2 「【用地補償費用】」の「用地取得」の部分のうち、次に掲げる部分
  - (1) 合計の買収金額
  - (2) 宅地及び農地ごとの平方メートル当たりの買収単価
  - (3) 宅地及び農地ごとに買収単価と買収面積を掛け合わせた買収金額
- 3 「【用地補償費用】」の「補償費」の部分のうち、次に掲げる部分
  - (1) 合計の補償額
  - (2) 物件ごとの補償額
- 4 「【採算性】」の部分のうち、次に掲げる部分
  - (1) 平方メートル及び坪当たりの売却の予定価格
  - (2) 売却収入の合計金額
  - (3) 「用地費」として2(1)に相当する額
  - (4) 「補償費」として3(1)に相当する額
  - (5) 「工事費」として1(1)に相当する額
  - (6) 「事務費等」の金額
  - (7) (3)から(6)までの額の合計である事業費の金額
  - (8) (2)の額から(7)の額を差し引いた金額
  - (9) 平方メートル及び坪当たりの平均の買収単価

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 8. 4	諮問
同 日	処分庁からの弁明書の写しを審査庁から受理
28. 9. 23	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
28. 12. 20 (第508回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
29. 4. 10 (第517回審査会)	審議
29. 6. 20 (第523回審査会)	審議
29. 8. 23 (第529回審査会)	審議
29. 9. 13	答申